

# 「農の雇用事業」募集要領

(平成21年第2回募集)

平成21年11月9日  
全国農業会議所

全国農業会議所では、新たに就業希望者（研修生）を雇用する農業法人等に対して、研修に要する経費、新規就業者の定着に向けた住居手当などを助成する「農の雇用事業」の募集を開始します。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、11月27日（金）（当日必着）までに各都道府県の農業会議に必要な申請書類を提出して下さい。

## 1 助成内容・募集数

【助成内容】※詳しくは「3 助成内容」参照してください。

研修助成金 月額9万7000円を上限に最長12ヶ月

定着助成金 月額3万3000円を上限に最長12ヶ月

【助成期間】

平成22年1月～12月

【募集人数】

500人

## 2 募集期間、申請先

【募集期間】

平成21年11月9日（月）～平成21年11月27日（金）

※郵送の場合は、当日必着とします。

【申請先】

各都道府県の農業会議（別紙1をご覧ください）

※ 申請する農業法人等の所在地と研修場所が異なる場合は、研修場所の所在する都道府県の農業会議に申請して下さい。

【申請書類】

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

申請書類は、各都道府県の農業会議窓口、「農の雇用事業」のホームページで入手できます。

【「農の雇用事業」ホームページ】 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>

※検索エンジンで「農の雇用」で検索して下さい

- ① 研修実施計画書（様式第2号）
- ② 雇用契約書（様式第3号）
- ③ 登記簿謄本（法人経営の場合）
- ④ 研修責任者の履歴書
- ⑤ 研修責任者が認定農業者であることを証する資料の写し（個人経営で、研修責任者の農業経験が5年未満の場合）
- ⑥ 新規就業者の履歴書

- ⑦ 新規就業者が外国人の場合は、外国人登録証明書等の写し
- ⑧ 新規就業者が障害者の場合は身体障害者手帳、療養福祉手帳、精神障害者福祉手帳、医師の診断書等の写し
- ⑨ 地方自治体の出資を受けている農業法人等の場合は、出資比率が分かる資料

### 3 助成内容

農業法人等が新規就業者を雇用して、農業生産技術や経営ノウハウなど就農に必要な技術を習得させる研修を実施する場合、研修経費、新規就業者に支払う手当等を助成します。

#### 【助成額及び助成期間】

##### (1) 新規就業者への研修実施に対する助成

新規就業者1人当たり、月額97,000円または新規就業者に支払った賃金(月額)のいずれか低い方を上限とします。また、助成期間は12ヶ月以内とします。

(助成対象経費)

- ① 農業法人等の指導者が新規就業者に対して指導を行うことへの助成
- ② 外部講師(先進的な農業法人、専門的な知識を有する者など)からの指導を受けた際の謝金
- ③ 研修実施に必要な交通費
- ④ 新規就業者を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料

##### (2) 新規就業者に支払う手当等に対する助成

(1)の助成対象となった新規就業者1人当たり、月額33,000円を上限とします。また、助成期間は12ヶ月以内とします。

(助成対象経費)

##### ① 住居手当

(新規就業者が住居を賃借している場合に、農業法人等が新規就業者に対して支払う住居手当。ただし、新規就業者が就業に際して採用開始日から起算して、2ヶ月前以降に転居した場合に限ります。)

##### ② 通勤手当

(新規就業者が通勤の際に公共交通機関、自動車等を利用している場合に、農業法人等が新規就業者に対して支払う通勤手当。)

##### ③ 資格取得費

(新規就業者が、農業技術や経営管理能力の向上のための資格を取得した場合の受験料、検定料等を農業法人等が支払った場合。ただし、研修内容に即した資格に限ります。)

##### (3) 日本語語学研修の受講に対する助成(新規就業者が定住外国人の場合)

(1)の助成対象となった新規就業者が定住外国人の場合、新規就業者1人当たり、月額30,000円を上限とします。また、助成期間は6ヶ月以内とします。

(助成対象経費)

新規就業者が語学学校で日本語研修を受けるための経費

## 【助成対象期間】

平成22年1月から最長で12ヶ月間とします。(最長の場合、平成22年1月～平成22年12月までとなります。)

## 4 事業の応募要件

本事業を実施するための主な要件は以下のとおりです。

詳しい要件は別紙2のとおりですので、申請に当たっては必ずご確認ください。

- (1) 農業法人等が就業希望者を正規の従業員として雇用すること。  
平成21年5月10日～平成21年12月中に採用し、就業した場合が対象。  
また、原則として、1週間の所定労働時間(年間平均)が35時間以上であること。(1週間の所定労働時間(年間平均)が、身体的理由等により35時間未満の場合は、事前に各都道府県の農業会議にお問い合わせください。)
  - (2) 農業法人等が以下の要件を備えていること
    - ① 農業を営む事業体(農業法人、農業者等)で、おおむね年間を通じて事業活動が行われていること。
    - ② 就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用期間の定めのない雇用契約を締結すること。
    - ③ 雇用保険、労働者災害補償保険に加入すること。  
(個人農家の方で、過去において雇用の実績が無い等により雇用保険への加入が認められない場合は、申請窓口までご相談下さい。)
    - ④ 税務署に給与支払事務所等の開設届を提出している、又は新たに提出すること。
    - ⑤ 新規就業者に対して、作物の栽培技術、家畜の飼養技術など農業生産に必要な能力を身につけさせる研修を実施すること。  
※ 加工技術や販売技術に関する研修を併せて実施することもできますが、加工・販売・営業などが中心の研修は本事業の対象となりません。
    - ⑥ 5年以上の農業経験がある研修責任者がいること(個人経営の場合、研修責任者は、農業経験5年未満でも認定農業者であれば可)。また、1人の研修責任者が指導できる新規就業者は3人までとする。
    - ⑦ 本事業による助成と重複する他の助成(補助)を受けていないこと。
- (注) ③、④を証する資料は、研修開始後2ヶ月以内に都道府県農業会議に提出していただきます。提出されない場合は採択を取り消します。
- (3) 雇用される新規就業者が以下の要件を備えていること。
  - ① 就農意欲を有し、研修修了後も継続して就農する意思がある者であること
  - ② 農業就業に必要な健康状態であること
  - ③ 過去の農業就業期間が3年未満であって、本研修を受ける必要があると認められる者であること。  
なお、農業就業期間が3年未満であっても、過去において、研修を行う農業法人等で正規の従業員(パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを除く。)としての雇用関係がある場合には、対象とならない。
  - ④ 雇用される農業法人等の代表者の親族(3親等以内)でないこと。

## 5 審査結果の通知

全国農業会議所は、申請内容を審査した上で、12月下旬を目途に本事業の実施を承認する農業法人等を決定します。

また、承認の可否について農業法人等に通知いたします。

## 6 注意事項

- (1) 国、地方公共団体から、本事業の他に助成等を受ける場合は、事前に相談して下さい。
- (2) 次の場合は、助成金の全部又は一部を交付せず、また、交付した助成金の返還を求めることがあります。
  - ① 研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合。
  - ② 著しく研修の効果が認められない場合。
  - ③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、または新規就業者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）。
  - ④ 農林水産省および全国農業会議所が定める交付条件等に違反したとき。
  - ⑤ 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき。
- (3) 本事業の終了後、以下の①～⑤のいずれかに該当する理由がなく離職した新規就業者の数が一定の基準を上回る場合、当該農業法人等は本事業を実施できないこととします。
  - ① 新規就業者の責めに帰すべき理由による解雇
  - ② 新規就業者の都合による離職
  - ③ 新規就業者の死亡
  - ④ 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続ができなくなったことによる解雇
- (4) 研修責任者は全国農業会議所が行う指導者養成研修会に、新規就業者は都道府県農業会議が行う事業説明会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。

## 7 その他

- (1) 求人活動への支援  
本事業の実施を希望される農業法人等で就業希望者をお探しの方は、全国農業会議所（全国新規就農相談センター）のホームページに求人情報を掲載するなど、求人活動へのご協力をいたしますので、様式第1号に必要事項を記載の上、全国農業会議所または各都道府県の農業会議までご相談下さい。
- (2) 申請者多数の場合の取扱い  
今回募集する助成対象者数は500人です。1経営体で複数の新規就業者の申請を行うことことも可能ですが、申請数が多数の場合は、助成対象者数、助成対象期間を調整させていただく場合がありますので、予めご了承下さい。

## (別紙1) 「農の雇用事業」についての問い合わせ・申請先

団体名	〒	住 所	電話番号
北海道農業会議	060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル5階	011(281)6761
青森県農業会議	030-0802	青森市本町2丁目6番19号 青森県土地改良会館4階	017(774)8580
岩手県農業会議	020-0024	盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館4階	019(622)5825
宮城県農業会議	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 県仙台合同庁舎内	022(275)9164
秋田県農業会議	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018(860)3540
山形県農業会議	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023(622)8716
福島県農業会議	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024(524)1201
茨城県農業会議	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029(301)1236
栃木県農業会議	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028(648)7270
群馬県農業会議	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027(280)6171
埼玉県農業会議	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 県農林会館内	048(829)3481
千葉県農業会議	260-0013	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル7階	043(222)1703
東京都農業会議	151-0053	渋谷区代々木2-10-12 都農業会館(南新宿ビル)内	03(3370)7145
神奈川県農業会議	231-0002	横浜市中区海岸通1-2-2 中央農業会館内	045(201)0895
山梨県農業会議	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055(228)6811
岐阜県農業会議	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058(268)2527
静岡県農業会議	420-0853	静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル7階	054(255)7934
愛知県農業会議	461-0011	名古屋市東区白壁1-50 県白壁庁舎内	052(962)2841
三重県農業会議	514-0004	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル2階	059(213)2022(代)
新潟県農業会議	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86番地 JAバンク県信連第2分室内	025(223)2186
富山県農業会議	930-0005	富山市新桜町6-15 県農業共済会館内	076(441)8961
石川県農業会議	920-3198	金沢市才田町戊295-1石川県農業総合研究センター内	076(257)7066
福井県農業会議	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776(21)0010(代)
長野県農業会議	380-8570	長野市大宇南長野字幅下692-2 県庁東庁舎内	026(234)6871
滋賀県農業会議	520-0807	大津市松本1-2-20 県農業教育情報センター	077(523)2439
京都府農業会議	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別	075(441)3660
大阪府農業会議	540-0007	大阪市中央区馬場町3-35 府農林会館内	06(6941)2701
兵庫県農業会議	650-0004	神戸市中央区中山手通7-28-33 県立産業会館内	078(361)8110
奈良県農業会議	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎内	0742(22)1101(代)
和歌山県農業会議	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 県自治会館6階	073(428)4165
鳥取県農業会議	680-8570	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857(26)8371
島根県農業会議	690-0888	松江市北堀町15 元島根県庁第3分庁舎3階	0852(22)4471
岡山県農業会議	700-0826	岡山市磨屋町9-18 県農業会館内	086(234)1093
広島県農業会議	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館1階	082(545)4146
山口県農業会議	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083(923)2102
徳島県農業会議	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 県林業センター内	088(621)3054
香川県農業会議	760-0068	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087(812)0810
愛媛県農業会議	790-8570	松山市一番町4-4-2 県庁内	089(921)4438
高知県農業会議	780-0850	高知市丸の内2-4-1 高知県庁北庁舎4階	088(824)8555
福岡県農業会議	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館	092(711)5070
佐賀県農業会議	840-0041	佐賀市城内1-6-5 県庁南別館内	0952(23)7057
長崎県農業会議	850-0861	長崎市江戸町2-1 県庁第3別館内	095(822)9647
熊本県農業会議	862-8570	熊本市水前寺6-18-1 県庁内	096(384)3333
大分県農業会議	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097(532)4385
宮崎県農業会議	880-0803	宮崎市旭1-3-6 県庁6号館	0985(29)6333
鹿児島県農業会議	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁内	099(286)5815
沖縄県農業会議	901-1112	島尻郡南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階	098(889)6027

全国農業会議所 新規就農相談センター TEL: 03-6910-1126

「農の雇用事業」ホームページ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>

※検索エンジンで「農の雇用」で検索して下さい

(別紙2)

## 事業を実施するための要件

### 1 農業法人等の要件（すべてを満たすこと）

- (1) 農業を営む農業法人、農業者等で、おおむね年間を通じて事業活動が行われており、農業生産による農畜産物の販売収入のある者。なお、地方自治体の出資割合が50%を超える農業法人等は本事業の対象としない。
  - (2) 新たに農業に就く者を正規の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを除く。）として新たに雇用すること。また、原則として、1週間の所定労働時間（年間平均）が35時間以上であること。
  - (3) 作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営ノウハウなど農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を中心に行うこと。また、これと併せて、農産物加工技術、販売能力等についての研修も実施できる。
  - (4) 5年以上の農業経験を有する者、又は認定農業者（個人経営の場合のみ。）である「研修責任者」（経営主本人を含む。）を設置するとともに、新規就業者に対して十分な指導が行える体制を整備すること。なお、1人の研修責任者が指導できる新規就業者は3人までとする。
  - (5) 新規就業者との間で、雇用期間の定めのない雇用契約を締結すること。  
また、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入すること（ただし、雇用保険法で定める任意適用事業に該当する場合であって、雇用保険への加入が認められない場合は、この限りでない。）
  - (6) 税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出している、又は新たに提出すること。
  - (7) 「法令に違反する等のトラブル」など、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等がないこと。
  - (8) 宿泊施設を必要とする新規就業者に対し、社宅・寮、経営者宅に間借り、民間（公営）アパート、民間（公営）戸建て住宅等を確保すること。
  - (9) 本事業と重複する国、地方公共団体からの助成を受けていないこと。
  - (10) 本事業に係る新規就業者について、今回の雇用契約以前に正規の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを除く。）としての雇用関係がないこと。
  - (11) 過去において本事業を実施した新規就業者が2人以上あった場合、本募集要領の「5 注意事項」の（3）に該当する新規就業者数が3分の1を超えていないこと。
  - (12) 農業法人等の研修責任者は、本会が行う指導者養成研修会に参加すること。
  - (13) 農業法人等は、本会又は都道府県農業会議から研修実施状況の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、農業法人等は、本会または都道府県農業会議から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
  - (14) 本事業において実施する調査（研修中、事業の終了直後、1年後、2年後、3年後に実施）に協力すること。
  - (15) 農業法人等は、研修期間中または研修終了後6ヶ月以内に、新規就業者に対して日本農業技術検定を受検させること。
- (注)：(5)及び(6)に関連し、研修開始後2ヶ月以内に、下記の書類の写しを地方機関に提出していただきます。書類が提出されない場合、採択を取り消す場合があります。

- ・雇用保険  
「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」の写し
- ・労働者災害補償保険  
「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」又は労働保険事務組合が発行する加入関係通知の写し
- ・給与支払事務所の開設  
「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」（納期の特例を利用しているため新規就業者の同計算書が提出できない場合は、直近の納付時の書類。）の写し。又は、初めて雇用する場合は、「給与支払事務所等の開設届出書」の写し。

## 2 新規就業者（研修生）の要件（すべてを満たすこと）

- (1) 就農する意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就農する意志がある者であること。
- (2) 平成21年5月10日～平成21年12月中に新たに農業法人等に採用され、就業する者であること。
- (3) 農業就業に必要な健康状態であること。
- (4) 過去の農業就業期間が3年未満の者で、就業にあたり研修実施が必要であると事業推進委員会（審査会）が認めた者。なお、就業期間とは、農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。）として農業生産に従事した期間及び自営農業に従事した期間の合計とする。
- (5) 当該農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体または特定農業団体に準ずる組織をいう。）が雇用する場合を除く。
- (6) 新規就業者が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。
- (7) 都道府県農業会議が行う事業説明会に参加すること。
- (8) 本事業において実施する調査（研修中、事業の終了直後、1年後、2年後、3年後に実施）に協力すること。
- (9) 研修中又は研修修了後6ヶ月以内に、日本農業技術検定試験を受験すること。
- (10) 全国農業会議所又は都道府県農業会議から研修実施状況の確認を求められた場合は協力すること。また、事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。